

1 高齢者の生きがいと社会参加への支援

全国で超高齢化社会が進んでおり、本市でも同様に、高齢者の増加と共にますます平均寿命の延伸が予想されています。以前のような、「学ぶ」「働く」「引退する」というステージの移行ではなく、高齢になっても自分らしさを大切にしながら、やりがいの発見や自己実現に向けて活動することが健康寿命の延伸のためにも重要です。そのため、高齢者の生きがいと社会参加への支援を進めるために、以下の成果目標を達成するために各施策を推進します。

<基本施策の成果指標> 「生きがいを持って生活することができる」

成果指標	現状値		目標値	
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
【日常生活圏域二一ズ調査】 設問「生きがいはありますか。」 に対して、生きがいがあると回答 した人の割合	67.3%	68%	69%	70%

<基本施策を支える各施策>

施策番号	施策名	区分
1-1	地域互助力の強化推進	重点
1-2	社会参加を支える場の支援	
1-3	家族等介護者の負担の軽減と社会参加の継続	
1-4	認知症対策における社会参加への支援	

1-1 地域互助力の強化推進

重点

<施策の方向性>

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、地縁組織、民間企業、民生委員等の高齢者の生活を支える主体と連携しながら、高齢者を支える地域づくりや高齢者の社会参加の推進を一体的に推進し、地域の課題に対応できる体制を整えることを目的とします。

<活動指標>

表4.1.1 地域互助力の強化推進の指標

項目	実績		目標値		
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域介護予防活動支援事業 補助金交付団体数	5団体	6団体	7団体	8団体	9団体

<具体的な取組内容>

(1) 生活支援コーディネーターの継続実施

生活支援コーディネーターとは...

和光市では中学校区毎に生活支援コーディネーターを配置しています。(計3名)
 地域にあるさまざまな資源(人・物・団体・既存サービスなど)を把握し、市民や各種団体や事業所と連携しながら、高齢者のニーズに沿った生活支援サービスや介護予防の場を創出します。
 (高齢者のみの支援にとどまらず子育て支援なども含めた地域全体の支え合いの力を醸成することを役割とした地域福祉コーディネーターも兼務しています。)

主な業務内容

① 地区社会福祉協議会等の設立・運営支援

中学校区毎に地域福祉推進協議会の設立・運営、和光市全体を第一層協議会の運営、小学校区毎に第二層協議体(地区社会福祉協議会)の設立・運営を支援しています。令和5年時点で9小学校区に対し8地区社会福祉協議会が設立し、令和8年までに全小学校区での設立を目指します。

② 生活支援体制づくりのためのコーディネート機能

域福祉推進協議会や地区社会福祉協議会での活動を通して、地域資源の開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングを行います。

また、和光市コミュニティケア会議へ参加し、個々の高齢者の状況に合わせた地域資源の提供や新たな資源の創出に取り組みます。

③ 地域共生社会推進のための広報

地区社会福祉協議会の活動について、広く市民へ広報活動を行い、住民の地域共生社会への意識醸成を図ります。

□ 生活支援コーディネーターは多様な主体によるサービスを把握し、ICTツール等を活用して市民に情報提供するとともに、地域資源の希薄な地域や不足する資源の発見に努め、住民主体の取組の強化などを通じた地域づくりを進めていきます。

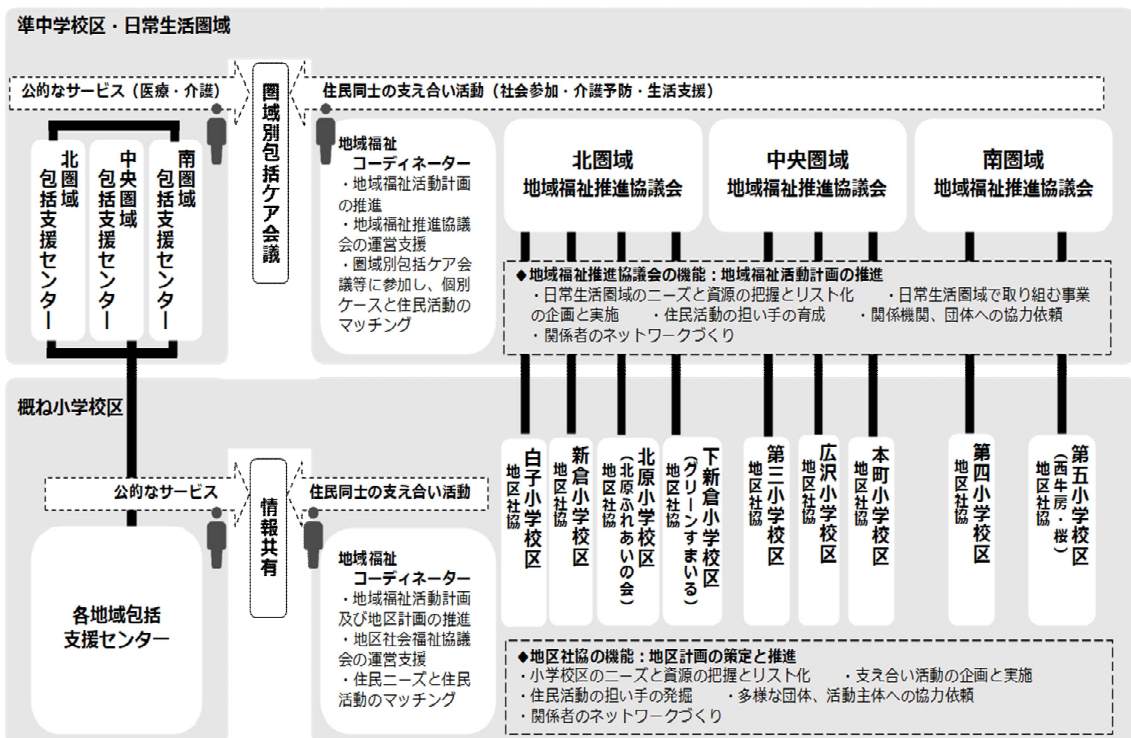


図 4.1.1-(1) 生活支援コーディネーターと地域福祉協議会の関係

議事(4) 計画推進のための施策（前半）

（２）地区社会協議会への支援（地域介護予防活動支援事業・地区社会福祉協議会補助金）

- 地区社会福祉協議会の設立時及び２年間の初期運営には地区社会福祉協議会補助金を支出し、その後の活動へは地域介護予防活動支援事業として、月額 5,000 円を上限に活動に応じた支援を行います。
- 市民の身近な集まりで介護予防（ここでは、より早期から心身の状態を整えるフレイル予防）に取り組めるよう、地区社会福祉協議会の活動である各種サロン（地域の通いの場）にフレイル予防のプログラムを「ちょい足し」することで、フレイル予防に効果的な「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の３つの要素をバランスよく活動に取り入れる「フレイル予防のちょい足し事業」への参加を促します。（●ページ参照）
- 市民の身近な集まりでアドバンスケアプランニング（ACP：人生会議）の認知度が高まることで市民が日常的に ACP に取り組めるよう、地区社会福祉協議会の会合等の場面を通じて、ACP 普及啓発講師人材バンク登録制度を活用した市民向けの ACP 講座を行い、普及啓発を推進します（●ページ参照）。
- 地域で生活する認知症の本人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとしてのチームオレンジ（●ページ参照）について、地区社会福祉協議会に参画促進を図ります。

（３）就労的活動支援コーディネーターの配置

就労的活動支援コーディネーターとは...
就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい高齢者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートします。（就労的活動とは、高齢者が役割がある形で社会参加できる活動のことです。）市では令和 5 年度から県内で初めて配置しました。
主な業務内容
① 高齢者のニーズの把握 就労的活動支援コーディネーターは面接やアンケート調査等を用いて高齢者のニーズ（希望と適性・スキル）を丁寧に分析し、高齢者自身の特性と各就労的活動の特性を踏まえたマッチングを行います。
② 民間企業・団体等との調整 高齢者のニーズに即した多様な活動先を開拓するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等との調整を行います。また、民間企業・団体等への就労的活動に関する広報活動も実施します。

- 就労的活動支援コーディネーターの活動の幅を広げるため、ICT ツールを活用しながら地域資源の情報を市民に提供するとともに地域課題解決に資する人材の育成を行います。

和光市に配置される各種コーディネーター

和光市では、平成 27 年度から生活支援コーディネーター、令和 5 年度から就労的活動支援コーディネーターを配置しています。生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会や地縁組織、各種サロン等での活動を通じた地域のアセスメントから地域課題を解決するための場・体制づくりに努めることに対し、就労的活動支援コーディネーターは有償・無償のボランティアといった就労的活動等を通じた地域の担い手の人材育成に努めることで高齢者の自立支援に必要な新たなサービスの創出を目指します。コーディネーターが両輪となり、高齢者を支える地域づくりや高齢者の社会参加の推進を一体的に推進し、地域の課題に対応できる体制を整えます。

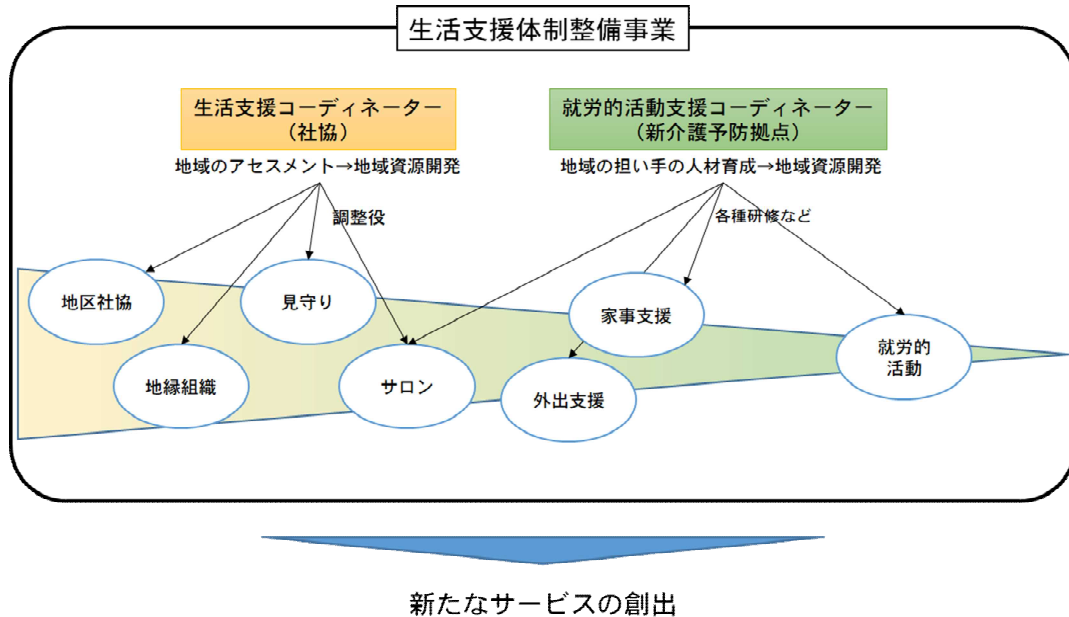


図 4.1.1-(3) 生活支援体制整備事業について

(4) 高齢者版ファミリーサポート事業の展開

高齢者版ファミリーサポート事業とは...

高齢者が安心して暮らせる環境を作るため、高齢者の日常生活のちょっとした困りごとに、近隣に住む地域の方が一緒に取り組む仕組みです。困りごとがある高齢者を依頼会員、支援者を協力会員と呼び、依頼会員と協力会員とをマッチングする業務は事務局が行い、依頼会員から協力会員に謝礼を支払います。(令和 5(2023)年度から実施)

○協力会員

原則として 18 歳以上の市内又は市に隣接している地域に在住している者で、市が実施する高齢者の支援に関する講習会を受講し、この事業の目的を十分に理解し、相互援助活動を行うことを希望する者

○依頼会員

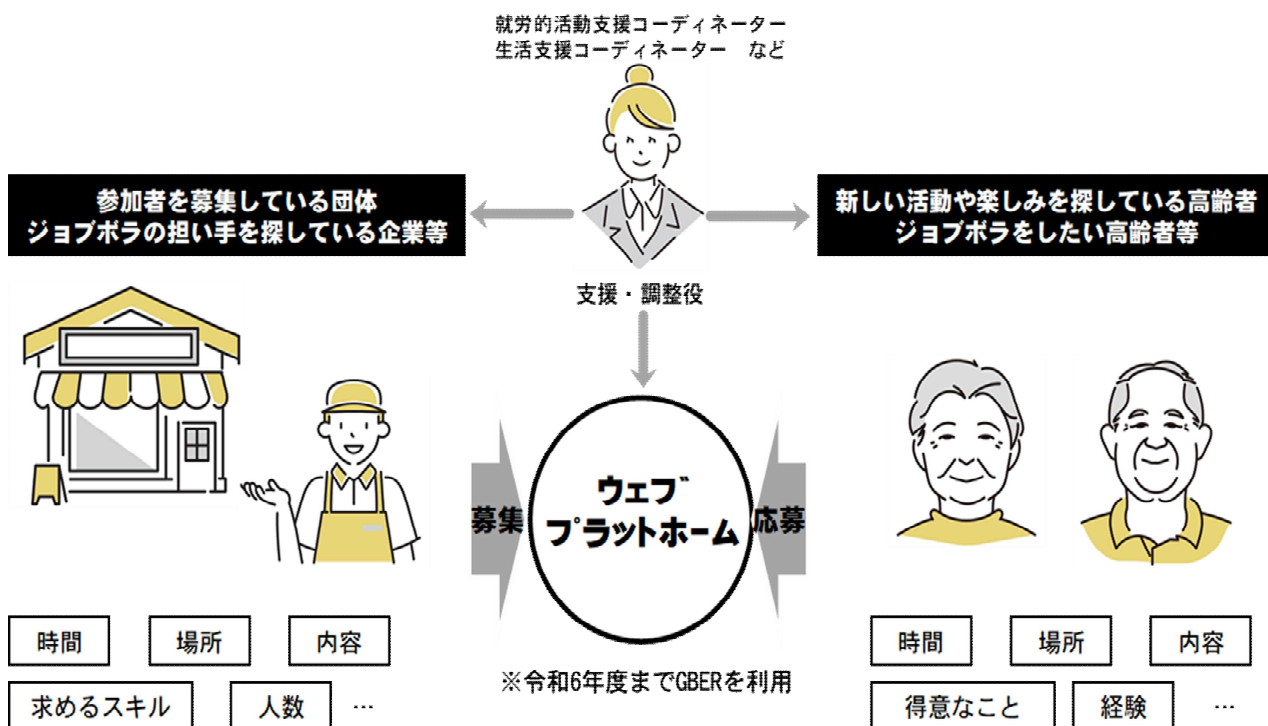
市内に在住する 65 歳以上の者でこの事業の目的を十分に理解し、相互援助活動を受けることを希望する者

議事(4) 計画推進のための施策 (前半)

- 既存団体である“シルバー人材センター”の仕事と、和光市社会福祉協議会が運営する地域のつながりを育むことを目的とした“ゆめあいむすび隊”などの有償ボランティアが支援できなかった困りごとについて支援体制を構築します。
- 事務局による対面でのサポートに加え、ICT ツールを活用して、お困りの高齢者と地域の力を効率効果的にマッチングする事へも取り組みます。

(5) 研究機関等の連携による高齢者の社会参加の促進

- 令和5年10月から東京都健康長寿医療センター研究所が実施する『「ジョブボラ※」の創出とデジタルマッチングの実装に向けた研究 (長寿科学振興財団による助成)』の一環として東京大学先端科学技術研究センターの開発したGBER (Gathering Brisk Elderly in the Region) を利用し、仕事、ボランティア、趣味や生涯学習などのあらゆる地域活動とそれに参加したい高齢者とをマッチングし高齢者の地域活動をサポートするウェブプラットフォームの運用を開始しました。仕事、ボランティア、趣味や生涯学習などのあらゆる地域活動が電子化した情報で簡単に検索できるため、それに参加したい高齢者とのマッチングを推進することができます。研究期間終了後の令和7年4月以降に使用するICT ツールについては実績の評価検証します。
- ウェブプラットフォームの運用を実装する中で、新しい活動や楽しみを探している高齢者やジョブボラをしたい高齢者と、参加を募集している団体やジョブボラの担い手を探している企業等をマッチングする際に生じる課題を整理するとともに、就労的活動支援コーディネーターの適切な関与の在り方について検討します。
(ジョブボラとは、仕事やボランティア活動、地域活動等の社会参加のことです。)



※ジョブボラ：仕事や有償・無償のボランティアを指す造語

図 4.1.1-(5) ウェブプラットフォームの運用

東京都健康長寿医療センター研究所との介護予防推進に係る包括協定について

和光市ではこれまで健康づくりの施策強化を目的として東京都健康長寿医療センター研究所と「地域の絆と安心な暮らしに関する調査及び健康づくり施策等の策定に係る包括協定」を締結していましたが、令和4年度に同研究所と介護予防に関する施策を包含した「和光市の健康づくり及び介護予防推進に係る包括協定書」と変更し締結しました。令和5年度から、この協定に基づき、高齢者の健康づくりや介護予防、社会参加についての新たな取り組みを始めました。

1-2 社会参加を支える場の支援

<施策の方向性>

住み慣れた地域で、いきいきと暮らすためには地域での役割やコミュニティと関わりを持ち続けることが重要です。そのために社会参加の機会を創出し、和光市でいつまでも生きがいを持って生活を送ることができるよう施策を展開します。

<具体的な取組内容>

(1) 和光市生きいきクラブ及び生きいきクラブ連合会への支援

- 和光市生きいきクラブ（以下、クラブ）は市内の各地域にクラブがあり、おおむね60歳以上の方の生きがいや健康づくり、社会参加を進める組織として、学習、レクリエーション、社会奉仕など自主的に活動しています。生きいきクラブ連合会（以下、連合会）は、クラブ相互の連絡調整を図り、より広域的な共同作業を実施する際の連絡調整等のために各クラブの代表が集まり活動しています。
- 本市では、毎月開催される役員会に出席する等の運営支援や研修会の紹介など育成支援を行っています。また、クラブや連合会が介護予防に資する事業や社会奉仕活動事業、地域交流事業等を行うことを支援するために補助金を交付し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進します。
- 今後、クラブの活性化を目指し、地域活動に興味関心のある高齢者をクラブにつなぐ体制を整えていきます。（●ページ 1-1 地域互助力の強化推進参照）

表 4.1.2-(1) 和光市生きいきクラブ及び生きいきクラブ連合会補助金交付事業

	当該年度の4月1日現在の60歳以上の会員数	一会計年度における一生きいきクラブ等に交付する補助金の限度額
生きいきクラブ	30人以上50人未満	4万円
	50人以上60人未満	6万円
	60人以上80人未満	9万円
	80人以上	12万円
生きいきクラブ連合会		30万円

議事(4) 計画推進のための施策（前半）

（2）朝霞地区シルバー人材センターの支援

- 朝霞地区シルバー人材センターは、朝霞市・志木市・和光市の3市で構成された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う公益法人です。地元企業や一般家庭、公共団体からの仕事を受注して、高齢者が自らの経験や能力を生かして働く場を提供しています。
- 本市では朝霞地区シルバー人材センターの運営支援のため運営費負担金を支出するとともに和光事務所を長寿あんしん課内に設置し、登録者が活動しやすいよう支援しています。
- 今後、シルバー人材センターの活動に興味関心のある高齢者をつなぐ体制を整えていきます。（●ページ 1-2 地域互助力の強化推進参照）

（3）和光市高齢者福祉センターの運営

- 高齢者福祉センターは、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする高齢者の活動の拠点となる施設です。市内には、和光市総合福祉会館内と新倉にあります。指定管理制度によって、施設の維持管理を行いながら、より多くの高齢者に利用してもらえるような魅力的な施設となるように運営します。

表 4.1.1-(3) 高齢者福祉センターの利用実績

施設名	利用者数			
	令和2年度 (2022)	令和3年度 (2024)	令和4年度 (2025)	令和5年度 (2023)見込
高齢者福祉センター (総合福祉会館 2階)	1,959	6,891	16,736	30,000
新倉高齢者福祉センター	4,714	8,819	11,923	20,000

（4）市民主体の通いの場の把握と活動拡大のための支援

- 市内で住民が主体的に開催するサークルやサロン活動について、アンケート等を使用して活動を把握し、ICT ツールやホームページ等で広く活動の周知活動を行い、高齢者の社会参加の場として活動参加を促します。
- 希望団体に対し「フレイル予防のちよい足し事業」（●ページ参照）への参加を促すことで、通いの場をより高機能化し社会参加の効果を高め、長く通い続けることができる通いの場づくりの支援を行います。また、高齢者の心身機能が低下したとしても、専門職による一時的なサポートで通い慣れた通いの場に戻る事が出来るよう、通いの場と介護予防拠点との連携強化を図ります。

長寿慶祝事業

毎年9月中旬に住民票を置く、男女最高齢の方と100歳以上のご長寿の方に対し、記念品をお渡ししています。人生100年時代を迎え、和光市でも100歳のご長寿を迎える方が年々増加傾向にあります。

写真等を掲載

1-3 家族等介護者の負担の軽減による社会参加の継続

<施策の方向性>

介護保険制度が創設された大きな目的の一つとして、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族に対する過度な介護負担を軽減することがあります。家族等介護者のリフレッシュや負担軽減を図り、社会参加が継続するように施策に取り組みます。

<具体的な取組内容>

(1) 高齢者版ファミリーサポート事業の展開【再掲】

□ 高齢者版ファミリーサポート事業は、高齢者の日常生活のちょっとした困りごとに、地域の方が一緒に取り組む仕組みですが、介護者のレスパイトケアも目的の一つです。家族等介護者の負担を軽減させるため、窓ふきや居室ではない部屋の掃除、草むしりや花木の水やりといった介護保険では対応できない、ちょっとした困りごとに対して近隣に住む地域の方が一緒に取り組めます。(●ページ参照)

(2) 健康増進浴場施設利用補助(保健福祉事業)

□ 被保険者の介護予防(閉じこもり予防)主な目的として、要介護認定者の介護にあっている家族等介護者のリフレッシュに資するため、対象の浴場施設の利用を補助します。

表4.1.3-(1) 健康増進浴場施設利用補助内容

対象	・65歳以上 ・要支援・要介護認定者 ・要支援・要介護認定者の方が属する世帯の世帯員で、日常的に介護している方(20歳以上)
補助額	1回の利用にあたり500円(年間12枚)
対象施設	極楽湯和光店、川越温泉湯遊ランド、浩乃湯(こうのゆ)、おふろの王様和光店

(3) ケアラー支援の推進

□ 高齢者や心身の障害や病気等によって援助を必要とする親族や友人、その他の身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上のお世話等をしている人をケアラーといいます。介護者であるケアラーを支援するため、包括支援センターで窓口を設けることで、様々な相談や悩みについて総合的に支援します。

埼玉県ケアラー支援条例

埼玉県では、令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」が制定されました。条例の基本理念である「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる」ように、県だけでなく「県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくこととしています。

1-4 認知症対策における社会参加への支援

<施策の方向性>

認知症の本人が地域活動を継続することは、認知症の進行を防止するために非常に重要です。本人の社会参加への支援に加えて、認知症への理解の普及を推進します。

<具体的な取組内容>

(1) 認知症の正しい知識・理解の普及

- 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。また、認知症サポーターが認知症の本人や家族の支援ニーズを理解し、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組む実施主体としてチームオレンジの発足及び活動の支援を行います。
- 和光市認知症ケアパスガイドブックを積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。

(2) 認知症の本人や家族の地域での生活を支える

- 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センター等へ配置し、医療機関や介護事業所、地域資源との連携を強化し、認知症になっても安心して暮らせるための個別相談や地域づくり等を行います。
- 民間事業者の皆様と連携し、日常の業務の中で住民の異変に気づいた場合に市へ連絡していただく見守り「みまもりネットワーク事業」について、取組みます。
- 身近な地域で認知症予防に取り組める場として、一般介護予防事業の中で認知症カフェ・サロンを開催します。
- 認知症の本人や家族を支える仕組みであるチームオレンジの発足・運営支援を行います。

「チームオレンジ」とは...

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、コーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みのことで

日常生活圏域ニーズ調査（健康度調査）とは...

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施しています。第5期介護保険事業計画策定時（平成23(2011)年）から厚生労働省が調査表を例示して実施を推奨している。現在は、多くの自治体が計画策定の実態を把握するために3年に1度実施している。本市は、平成24(2012)年から調査を開始し、全ての市民の実態を把握するため毎年調査を行い、3年ごとに対象者の全市民に対して調査を実施することで、各事業の効果検証や個々人の状態把握に努めている。